

児童扶養手当申請に必要な書類

R8.4改

必須

1	<input type="checkbox"/>	本人・こどもの戸籍謄本（発行日が申請日から1カ月以内のもの） ・本人とこどもが別戸籍の場合は、それぞれの戸籍 ※現戸籍で離婚の事実が不明な場合、併せて離婚の事実のわかるものも必要です。 ・離婚届受理証明でも可。ただし戸籍ができ次第、提出必要。
2	<input type="checkbox"/>	本人確認書類 ・官公署発行の顔写真付きのものは1点、それ以外のものは2点
3	<input type="checkbox"/>	本人（申請者）名義の預金通帳又はキャッシュカード
4	<input type="checkbox"/>	マイナンバーがわかるもの ・本人及び同居の方全員分…個人番号のわかるもの（個人番号がわかればメモ書きでも結構です。）
5	<input type="checkbox"/>	年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの ※未加入の場合は申立書 ・マイナンバーによる情報連携により、年金手帳の提出を省略できます。
6	<input type="checkbox"/>	本人・こどもの健康保険の資格情報がわかるもの（元配偶者の扶養でないもの） ・健康保険証 ・マイナ保険証の場合は以下のいずれかで確認を行います。 医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
7	<input type="checkbox"/>	住宅の所有者（契約者）のわかるもの （固定資産税納税通知書・賃貸契約書・入居許可証・名寄・登記簿謄本他） ※年度途中での購入・名義変更等の場合（本人名義で納税通知書等が届いていない場合） 名寄等が前所有者名での発行となるので、代わりに登記簿謄本が必要となります。
8	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※住宅名義が「前夫」または「別居の扶養義務者」の場合のみ 住宅名義人との連名申立書（住宅名義人と本人の生計が別である旨の申し立て） 光熱水費（水道、電気、ガス）の支払がわかるもの（原則、本人名義に変更すること） ※二世帯住宅・別棟居住により、同一住所居住の扶養義務者と別生計の申立をされる場合は、各々の世帯のもの オール電化でガスを利用していない場合、光熱水費名義の変更ができない場合、別生計の申立をされる場合等

【下記に該当される場合の追加書類】

障害の父又は母の場合	年金裁定通知書（障害基礎年金を受けている方）
	診断書（身体障害者手帳で省略できる場合あり） ※内部機能障害及び精神障害の場合は、診断書が必ず必要。その場合は「父または母の就労に関する調書」も必要。
その他	事実婚解消についての確認願（民生児童委員の証明）
	監護事実の証明（民生委員または学校長の証明）
	生死不明の証明書（官公署の発行する証明書）
	1年以上遺棄されていることの証明（民生委員の証明）
	拘禁証明書（刑務所・拘置所の証明）
	事実婚の解消及び未婚の母子に関する調書
	申立書（離婚後3ヶ月以上経過している場合）
公的年金給付等の関係書類及び承諾書（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書等）	

★手続きには時間がかかります。連絡の上、できるだけ16時までにご来庁ください。
 お仕事の都合で遅くなる場合はご相談ください。本人でないと手続きできません。

< 提出・お問合せ先 > 三田市役所 こども政策課
 窓口対応：平日9時～16時30分、電話対応：平日9時～17時15分
 〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 TEL:079-559-5072(直通)